

2022年6月通常会議 議案に対する討論

2022年7月4日

林 まり

私は日本共産党大津市議員団を代表し、
議案第 61 号 令和 4 年度大津市一般会計補正予算（第 2 号）、
議案第 70 号 大津市公共施設総合管理計画を定めることについて、
賛成、

議案第 64 号 大津市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、
反対の立場から討論します。

まず、議案第 61 号です。

本補正予算には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 9,700 万円余りを活用し、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた事業が盛り込まれています。アフターコロナの活動を意識したとして、公園遊具の更新や石山小学校のバックネットの新設等が行われますが、これらは、これまでから各学区や議会からも要望があったものであり、コロナに関わらず計画的に整備が行われなければならないものです。未だ感染収束の目途が立たないにもかかわらず、アフターコロナを意識するあまり、本来の交付金の目的である、感染拡大の防止や、感染拡大の影響を受けている地域経済や市民生活への支援がなおざりにされることがあってはなりません。

また、大石淀関連施設の運営検討業務の調査費用が追加計上されています。整備中のグラウンドゴルフ場や大石緑地スポーツ村テニスコート、リバーヒル大石の 3 施設を一体で管理運営するとして、その事業手法について国の採択を受けた先導的官民連携支援事業費補助金を活用して検討しようとするものです。市は、全国的にあまり事例がなく、調査結果を踏まえながら担当課で方向性を示すとしていますが、まず市として施設の目的やあり方の方針を明確にすべきです。民間の知恵を借りることを否定するものではありませんが、民間の利益優先とならないよう、目新しさにとられることなく、市の責任の下、利用者の利便や安全が守られ、市民が安心してスポーツが楽しめる施設として管理運営されるよう求めるものです。

以上を指摘し、本補正予算案に賛成するものです。

次に、議案第 70 号についてです。

今後新たに策定する大津市公共施設総合管理計画のうち、マネジメント方針について議決を得ようとするものです。

かつて本市においても、高度成長期の行政需要の高まりに伴い多くの公共施設が建設されました。しかし、その多くが老朽化し、今後数十年の間にいっそう著しくなるため修繕・建て替えに要する費用が増大することになります。本方針は、これを見据えて、今後の公共施設のあり方、維持管理の方向性を定めるもので、本市にとっても喫緊の重要な方針であると認識しています。

しかし、前市長の下で進めようとした市民センターの再編の方針に対して、多くの市民が見直しを求めたように、市民の財産である公共施設は、南北に長い本市の地形から各地域の状況を鑑み、市民ニーズに的確に応え、安心の拠り所となる必要があります。

くわえて、公共施設に求められる設備や規模、数量、提供する行政サービスのあり方については、近年

の豪雨や台風など自然災害の激甚化や新型コロナウイルス感染症の経験を教訓にし、今後活かさなければなりません。高齢化に対応するためにも、市民の身近に暮らしを支える公共施設があることの重要性が高まっています。本方針には公共施設の適正配置と総量の適正化とありますが、こうしたことを踏まえて、削減ありきではなく、市民の声を聞きながら効果的に市民が利用できるよう整備に努めるべきと考えます。

さらに本方針はコストの縮減を積極的に図るとし、民間ノウハウや資金の活用、官民連携等の新たな手法の導入を挙げています。国は地方自治体に対し補助金やペナルティを使って、あらゆる分野に民間活力導入を強力に押しつけるという地方自治への介入を強めており看過できません。例えば指定管理者制度を導入し一定期間を経ましたが、コスト削減や請け負う事業者の減少など制度の限界も見えてきました。

そもそも民間事業として行えば赤字になることでも市民生活に欠かせない仕事を公共が担っているのであり、利益を追求する民間事業者とは相容れないところがあるのは当然です。日本国憲法の下で、行政は市民の人権を保障するためにあり、公共施設は、とりわけ管理運営に市が直接責任を負うべきです。また、民間委託により官製ワーキングプアを生み出さない安定した施設管理が必要であることも指摘し、本マネジメント方針に賛成するものです。

次に、議案第 64 号についてです。

本議案は、大津市勤労福祉センターの利用料を引き上げるものです。センターは、市民が文化や軽スポーツなどを楽しむ身近な憩いの場であり、特に、今回値上げとなる軽スポーツ室、アリーナ、トレーニングルームは、利用率も高く健康増進のために幅広い年齢層の市民が利用しています。

市は、負担の公平性や受益者負担を理由に挙げていますが、そもそも市民の福祉向上のためにある公共施設は、経済状況に関わらず誰もがいつでも安心して使える施設であることが大前提です。今、相次ぐ物価の高騰で、市民生活がおびやかされているときに、勤労福祉センターの利用料を値上げすることは、市民の利用を制限するに等しく、議案第 61 号補正予算案で市が掲げるアフターコロナ、ウィズコロナの市民の健康増進、スポーツや運動に親しめる環境づくりを進めるという立場にも逆行するものと考えます。市民の暮らしや健康を守るため、本条例改正に反対します。